

徳島県における規制改革について
(第1次提言)

平成28年7月

徳島県規制改革会議

徳島県規制改革会議での検討の結果、徳島県における規制改革に関する措置の方向性について、次のとおり提言する。

徳島県における規制改革の考え方について

徳島県における規制改革を進めるにあたっては、「地域のことは地域で実践する」という考え方に立ち、県民から募集した意見をはじめ地域ニーズに基づいた「消費者目線・現場主義」による規制改革のあり方を検討し、条例等の改正による県レベルでの規制緩和はもとより、必要に応じて、市町村との調整や、国への政策提言、国家戦略特区の提案など、状況に応じた適切な対応を図っていく必要がある。

具体的な規制改革の方向性について

1 民泊について

(1) 県条例の改正について

平成28年4月1日改正の旅業法施行令等において、「客室延床面積」「フロント設置要件」の規制緩和があったところであり、当該法と合致した県条例（徳島県旅業法施行条例）の改正を速やかに行う必要がある。

(2) 政策提言について

新たな「民泊サービス」の方向性を見据えながら、国における民泊に関する規制緩和が速やかに実現するよう、県として政策提言を行う必要がある。

(3) シームレス民泊の推進について

地域の交流人口の増加と、南海トラフ巨大地震等の避難者対策として徳島ならではのシームレス民泊（平時は民泊、発災時には避難所として活用）を推進するため、県として様々な角度から支援を行うとともに、必要な規制緩和事項に関しては、課題を精査した上で、適切な措置を図っていく必要がある。

例えば、

- 農林漁家体験民宿と同様に、「自宅であること」「災害時には避難所として活用する施設であること」等の一定の要件を満たせば、食品衛生法における飲食店営業許可に係る簡易宿所の施設要件緩和を図ること。

(4) 民泊の普及啓発について

民泊を推進するためには、県民の理解を深める必要があることから、徳島県版の民泊マニュアルの作成やセミナーの開催、モニターツアーの実施など、積極的な普及啓発に努める必要がある。

また、シームレス民泊やイベント民泊の推進をはじめ、消費者目線を取り入れた、本県ならではの民泊を推進するための検討会を立ち上げる必要がある。

2 イベント開催時の飲食提供について

イベント開催時の飲食提供など、営業場所が限定される臨時的季節的営業許可については、安全・安心に配慮し、一定の衛生対応が担保される場合は、県産品の販売促進や地域振興につながるよう、県民目線での積極的な検討を行う必要がある。

3 観光・インバウンドについて

旅行業法等の規制については、国の所管法令であるとともに、国家戦略特区提案の重要な規制事項として「観光・インバウンド」分野が位置づけられていることから、民泊推進の視点とともに、必要な事項を国家戦略特区に提案するなどし、積極的な規制緩和を進める必要がある。

例えば、

- 第3種旅行業者及び地域限定旅行業者が行う募集型企画旅行の業務範囲の拡大。
- 観光における二次交通確保の観点からのタクシー営業区域の拡大や地元ホテルによる着地型観光の一環としての自家用有償旅客運送の実施 など。

4 イベント開催時の道路使用について

イベント開催時の道路使用に関しては、適切な目的で、地域住民等との合意形成が図られ、地方公共団体が関与する場合には、安全性の確保を前提に、所定の手続きが円滑に進められるよう、今後とも県民目線に立って取り組む必要がある。

5 その他

県においては、更なる規制改革の推進に向けて、「徳島県規制改革会議」の機能強化を図るとともに、今回取りまとめた方向性についての適切なフォローアップを行い、県民からの意見募集の継続をはじめ、県民目線での検討を進める必要がある。

平成28年7月25日

徳島県規制改革会議 座長 床桜 英二

徳島県における規制改革について
(第 2 次提言)

平成 2 9 年 9 月

徳島県規制改革会議

徳島県規制改革会議での検討の結果、徳島県における規制改革に関する措置の方向性について、次のとおり提言する。

徳島県における規制改革の考え方について

徳島県における規制改革の推進にあたっては、本年7月、消費者庁「消費者行政新未来創造オフィス」開設が実現し、新次元の「消費者行政・消費者教育」の展開に取り組む本県ならではの、「消費者目線・現場主義」を徹底することが重要となる。

その具体的な実践にあたっては、条例等の改正による県が行う規制改革はもとより、県版「地方創生特区」などを活用した市町村との連携による住民に身近な改革、さらには国への政策提言を通じた改革など、状況に応じた適切な対応を図っていく必要がある。

具体的な規制改革の方向性について

1 行政手続きの簡素化について

県民や事業者からは、規制そのものの基準に加え、許認可等を受けるための手続きについても見直しを図るべきとの強い声がある。

こうした声を受けて、「行政手続きの簡素化」を図ることは、これまで県民や事業者に必要なとなった時間やコストを縮減し、手続き自体の負担感の軽減に繋がることから、規制改革の一つの手法として大きな効果があると考えられる。また、行政側でも事務負担軽減が図られ、行政職員にとっての「働き方改革」にも繋がるため、次のとおり、県として積極的な推進を図る必要がある。

(1) オンライン化に向けた業務棚卸しの徹底について

行政手続きの簡素化を図る上で重要な柱となるオンライン化の更なる推進へ向け、国の「規制改革推進会議」答申や「官民データ活用推進基本計画」を踏まえ、まずは、県の行政手続きの実態を把握し、実践へと繋げるべく、期限を設け「業務棚卸し」の徹底に取り組む必要がある。

(2) 行政手続きの見直しについて

行政手続きの簡素化による、行政コストの縮減へ向け、オンライン化の拡大を進めるとともに、例えば二以上にまたがる申請手続きの様式統一化や、「AI」など新しい技術を活用するなど、徳島ならではの手法も駆使し、効率化を図りながら取り組む必要がある。

特に、AIについては、普及拡大を進める民泊分野など、対象を絞って先行導入するといったスピード感溢れる積極的な検討を図る必要がある。

(3) 行政コストの削減目標の設定について

県民や事業者の手続きに関する「行政コストの削減」については、世界的な潮流も踏まえ、県として、国の「削減率20%」を上回る、との目標を設定し、実現に向けて着実に取り組む必要がある。

2 民泊の推進について

第一次提言において、全国初の「シームレス民泊」創設を提言したところ、短期間の内に制度化されたことに敬意を表するとともに、この流れを加速させていくため、次の通り提言する。

(1) 「住宅宿泊事業法」への対応について

来年施行予定の「住宅宿泊事業法」を活用した民泊推進が円滑に図られるよう、必要な条例の制定や周知啓発、民泊開業予定者へのフォローアップなどについて、官民の連携を図りながら、しっかりと対応していく必要がある。

(2) 「分散型民泊」の推進について

中山間地域等の活性化へ向け、農泊施設の拡大へ、良質な農林漁業体験や農山漁村での生活体験の提供を確保することを条件に、要綱等の見直しを図ることで、旅館業法等の規制改革を反映させ、体験プログラムを提供する農林漁家との連携により、宿泊サービスの提供を可能とする「分散型民泊」の実現を図る必要がある。

その際、満足度の高い本県ならではの「分散型民泊」の実現へ、モデル地域を指定し、積極的に支援することも重要と考える。

3 イベント開催時の飲食提供について

食の安全・安心を守りつつ、時代に即した規制のあり方として、特に県民・事業者から強い要請のあるイベント時における飲食提供について、次のとおり提言する。

なお、基準の運用には、関係機関内で緊密な連携を図り、地域や場所の違いから、差異が生じないことに十分留意すべきである。

(1) イベントにおける取扱品目の制限について

イベントによる交流人口の増加のためには、時代に相応した飲食の提供が必要である。

そこで、屋外の簡易な施設で調理加工可能な取扱品目の制限については、食中毒防止の衛生対応の一定の担保を条件として、提供品目の拡大へ、積極的に規制改革を行う必要がある。

(2) 定期的かつ特定の場所における許可について

イベント開催時の飲食提供など、営業範囲が限定される「臨時的季節的営業許可」について、申請者の手続きに必要な時間や費用負担の軽減を図る観点から、特定の場所に反復継続して出店するものについては、衛生対応の一定の担保を条件として、長期間の許可を可能とするよう、積極的に規制改革を行う必要がある。

4 その他

県においては、今回提言の方向性について、適切なフォローアップを行い、本規制改革会議に適宜進捗状況を報告するとともに、なお一層、「消費者目線・現場主義」での規制改革の検討を進める必要がある。

平成29年9月8日

徳島県規制改革会議 座長 床桜 英二

徳島県における規制改革について
(第 3 次提言)

平成 3 0 年 9 月

徳島県規制改革会議

徳島県規制改革会議での検討の結果、徳島県における規制改革に関する措置の方向性について、次のとおり提言する。

徳島県における規制改革の考え方について

徳島県における規制改革の推進にあたっては、昨年7月に開設された、消費者庁「消費者行政新未来創造オフィス」と共同で、新次元の「消費者行政・消費者教育」の展開に取り組む本県ならではの、「消費者目線・現場主義」を徹底することが重要である。併せて、人口減少社会において生涯現役と地域活力維持の観点から、地域人材や既存ストックといった地域資源を有効に活用する、戦略的かつ長期的な視点が求められている。

一方、その具体的な実践にあたっては、条例等の改正により県が行う規制改革はもとより、徳島版「地方創生特区」などを活用した市町村との連携による住民に身近な改革、さらには国への政策提言を通じた改革など、状況に応じた適切な対応を図っていく必要がある。

具体的な規制改革の方向性について

1 地域人材・既存ストックの有効活用について

現在、急激に進行しつつある「人口減少」への対応は、全国的な課題であるが、「課題解決先進県」である本県から、具体的な処方箋のもとで、積極的な実践を図る必要がある。

(1) 地方公務員の“社会貢献型副業”の促進について

地方公務員のいわゆる「副業」については、原則禁止とされている現在において、一定のルールに基づく運用がなされているところであるが、ほとんど実績は上がっていない。一方、地域再生・活性化を担うNPOやソーシャルベンチャー等から、知識、経験を有する地方公務員の活動への参加についての要望が寄せられているところである。

社会貢献型副業の促進に関しては、不足する地域人材の確保並びに職員の「現場」感覚及び政策立案能力の向上が期待できることから、公益性が高いと認められる一定種類の業務については、積極的な従事を促す仕組みを構築する必要がある。

構築にあたっては、職員の不安やためらいを軽減し、真に地域活性化につながるよう、官民連携での検討の場を設け、具体的なモデルケースを提示するなどの方策を検討すべきである。

(2) 教育現場における外部人材の活用拡大について

2020年度から小学3・4年生の「外国語活動」や小学校における「プログラミング教育」が必修化されるなど、学校教育における国際化や情報化の拡充が一層進むとともに、郷土愛を持った人材育成へのニーズが高まっているところである。

こうした状況を踏まえ、教育内容の充実と教員負担の軽減のため、これまで以上に外部人材の活用を図ることが必要である。

そこで、外部人材が複数の学校において円滑に活動できるよう、人材情報を共有できる仕組みを構築するなど、環境整備を進めることが重要である。

(3) 移住促進に資する「農地付き空き家」の活用について

近年、高まりを見せている農業移住に対するニーズについては、農地付き空き家の活用により適切に対応する必要がある。

全国的には、市町村の農業委員会が設定権限を有する「農地の権利取得における下限面積」を地域の実情に応じた面積に引き下げるなどにより、農業移住に積極的に取り組んでいる事例があることから、本県としても、市町村に対して下限面積の引下げについて、積極的に助言を行う必要がある。

(4) イベント時の道路使用許可手続の明確化・弾力化について

道路使用許可手続の原則は、1行為1許可であるが、手続簡素化の取組みである「許可の一括化」については、「複数の道路使用が、一つの運営団体の管理・責任の下で一体として行われる場合には、申請者の要望に応じ、」対応するものとされており、「管理・責任」の基準及び根拠の明確化が必要である。

特に、地方自治体が運営に実質的に関与するなど、公益性が高いと認められるイベント等の開催に必要な道路使用許可については、その一括化の取扱いを、より柔軟に認めるべきである。

2 食品の栄養成分表示義務化への対応について

食品表示法に基づく栄養成分表示は、平成32年4月1日からは新基準による表示に統一される。

小規模事業者は規制緩和により、表示義務化の対象外とされているが、大型スーパー等に卸して販売される場合には、表示義務が課せられることとなっており、法令上の規制緩和が実質的な規制緩和につながらないことが懸念されている。

小規模事業者には表示義務化による負担感が大きいことから、表示の円滑な実施に向けた支援を通じ、実質的な規制緩和につながるよう、積極的な検討が必要である。

3 「子ども食堂」の普及促進について

いわゆる「子ども食堂」に関しては、全国的に実態が先行しており、国を含め、その対応が後追いとなっている。

そのため、安全・安心な子ども食堂の普及拡大に向け、関係部局や関係者が参画して、対応方針を策定するとともに、当該方針に基づき、県としての施策を検討すべきである。

その際、食品衛生上の取扱いについては、国の関係法令改正に向けた議論等を参考に、県としても全国のモデルとなるような新たな仕組みを構築する必要がある。

4 その他

県においては、今回提言の方向性について、適切なフォローアップを行い、本規制改革会議に適宜進捗状況を報告するとともに、なお一層、「消費者目線・現場主義」での規制改革の検討を進める必要がある。

平成30年9月13日

徳島県規制改革会議 座長 床桜 英二

徳島県における規制改革について
(第 4 次提言)

令和元年 9 月

徳島県規制改革会議

徳島県規制改革会議での検討の結果、徳島県における規制改革に関する措置の方向性について、次のとおり提言する。

徳島県における規制改革の考え方について

規制改革を通じて、SDGs（持続可能な開発目標）の推進に貢献できるよう、積極的な取組みを行う必要がある。

規制改革を進めるにあたっては、条例・規則等の法令上の改革のみならず、行政手続きや慣行といった「実質的な障壁」の見直しに積極的に取り組んでいく必要がある。

また、その実践に当たっては、県の所管のみならず、国や市町村、そして、大学、企業などを含めた官民連携による規制改革をより一層強化していく必要がある。

具体的な規制改革の方向性について

1 「サテライトオフィス集積全国一」の知見を生かした地域課題解決への挑戦

(1) I o Tを活用した“シームレスな減災モデルの構築”について

「SDGs優先課題③」成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション

「SDGs優先課題④」持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備

サテライトオフィス開設企業の中には、産学官の連携のもと、本県をフィールドに、I o Tを活用したローカルネットワークによる減災システムの構築に挑戦する企業も出てきている。その取組みも実証実験から実装・事業化のステージに移ろうとしているが、事業化においては、電気通信事業法により、有資格者の選任など様々な規制をクリアする必要があり、その取扱いについて規制改革を求める意見が、関係自治体や企業経営者から出てきている。

今後もサテライトオフィス集積のトップランナーとして歩むためにも、また、「Society 5.0」において、I o T、AIなど先端技術を活用した地域課題解決型プロジェクトを先導していくためにも、こうした現場の声に真摯に耳を傾け、課題解決に向けともに検討する場を設けるとともに、国への政策提言を行う必要がある。

(2) “個々の事情に応じた就労”のためのテレワークの推進について

「SDGs優先課題①」あらゆる人々の活躍の推進

障がい者や在宅療養者のほか、最近、「8050」問題として社会問題化している「ひきこもり」の状態に入った方など、働く意欲や社会参加への意向はありながら、そのきっかけがつかめない方々が多数存在する。

こうした、テレワークによりはじめて就労や社会参加が可能となる方々に対して、全国に誇るICT基盤や「サテライトオフィス集積全国一」の知見を生かしつつ、産学官が連携して、「社会参加型テレワークモデル（仮称）」を構築することが必要である。

2. 公共交通を補完する“新たな移動手段”の確保について

「SDGs優先課題④」持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備

高齢化の進行とともに、免許返納の増加など、個人の自家用車に頼らない新たな移動手段の体系化が求められている。特に、過疎地域など条件不利地域においては、高齢者等の移動手段に大きな課題を抱えているところである。また、道路運送法において、一定の条件により認められる「公共交通空白地有償運送」については成果を上げている事例もあるが、NPOなどの推進母体の組織化や関係機関調整などに課題があり、一部の地域に限定された取組となっている。

そこで、新たな移動手段の確保のために、①都市部に集中するタクシーなどの未利用交通手段を条件不利地域等において効率的に活用する新たな配車システムの構築や、②「公共交通空白地有償運送」の普及拡大のためのモデル地区を対象とした課題の抽出・分析や具体的な解決策の検討のほか、③これらの対応が困難な地域での「助け合い輸送」ともいべき「ライドシェア」の可能性について産学官が連携をして真剣に検討を進めていく必要がある。

また、地域の実情を踏まえた新たな移動手段を確保するため、国が所管する関係法令の一部権限について、県への権限移譲も国に提言していく必要がある。

3 “企業就労と社会貢献活動の両立”による地域人材の確保について

「SDGs優先課題③」成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション

人口減少・東京一極集中により、中小企業経営者などから、企業存立の前提となる企業人材の不足について懸念する声が出ている。また、地域の担い手確保のための「地域おこし協力隊」については、全国的に制度が普及することで他地域との競争が激化し、隊員の確保と任期終了後の県内定着率に課題を抱えている。一方、県内中小企業の中には、フルタイム就労の就業ルールを緩和し、一定の時間を社会貢献活動に充てることを可能にすることで、意欲ある人材の確保に取り組もうとする企業も現れている。

このように、「地域おこし協力隊」の持つ制度的な制約を補完し、企業が主体となって、企業人材と地域公共人材の確保に資する「企業版地域おこし協力隊（仮称）」の仕組みづくりに、県・市町村は、企業や関係機関等とともに積極的に取り組む必要がある。

4 若年者の社会課題への関与による「社会参画」意識の醸成について

「SDGs優先課題①」あらゆる人々の活躍の推進

成人年齢の18歳への引き下げまで残すところ2年半となり、若年者が主体的に地域課題と向き合い、政策形成に関与していくことが期待されている一方で、10代の低投票率が社会的課題として顕在化している。これは若年者が、地域課題を「自分事」として捉え、政策形成に参画する機会が少ないことがその原因の一つと推察される。その機会提供の場として、県の審議会等が考えられるが、現時点においては、若年者が委員等に就任する例は多くはない。

このため、防災、環境、まちづくり、エシカル消費分野など、若者が主体となって地域課題解決にあたることが期待される分野については、審議会等委員への積極的な登用をはじめ、18、19歳をはじめとする若者の意見を集約する「場」の設置や、積極的な傍聴の機会について配慮するなど、審議会等の運営ルールの見直しが必要である。

令和元年9月19日

徳島県規制改革会議 座長 床桜 英二

徳島県における規制改革について
(第 5 次提言)

令和 2 年 1 2 月

徳島県規制改革会議

徳島県規制改革会議での検討の結果、徳島県における規制改革に関する措置の方向性について、次のとおり提言する。

徳島県における規制改革の考え方について

新型コロナウイルス感染症は、深刻な影響を社会経済に与えているが、一方では、働き方や暮らし方の見直しが急速に進みつつある。徳島県における規制改革の推進にあたっては、こうした見直しの機運をしっかりと受け止め、ウィズコロナ社会・ポストコロナ社会の「新たな日常」をリードする、徳島ならではのモデル作りに取り組む必要がある。

「徳島モデル」構築にあたっては、県の所管のみならず、国や市町村、大学、企業と連携した規制改革を図っていく必要がある。

具体的な規制改革の方向性について

1 行政手続の簡素化、デジタル化について

(1) 行政手続の簡素化及びデジタル化の推進

行政手続の簡素化・効率化については、2次提言（2017年9月）において取り上げ、徳島県としても会計事務へのRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）や県民の利便性向上のためのAIコンシェルジュの導入などに取り組まれているところである。

こうした中、新型コロナウイルス感染症拡大を受けて、これまでの書面・対面による行政手続を抜本的に見直し、QRコードの活用などによるオンライン化を進めることにより、県民の利便性の向上とスピード感のある事務処理が県民から強く求められている。

まず、「押印」については、廃止を前提に全庁的な洗い出しを加速させ、2021年度の早い時期から実施できるよう作業を急ぐべきである。

次に、ペーパーレス化による「電子申請・届出システム」と「電子決裁システム」への全面移行については、その目標年次を2022年度としているが、今般のコロナ禍の発生を踏まえ、「電子申請・届出システム」については押印廃止と連動させながら、また「電子決裁システム」は、危機時における業務継続のための必須のシステムとの観点から、その目標年次を前倒しし、2021年度中には実現できるよう取組を急ぐべきである。

さらに、保健福祉分野では、介護保険施設等の利用の際の、ケアプラン等に係る利用者等への説明、署名・押印は、「利用者の利便性向上」や「事業者の業務負担軽減」の観点から手続の電子化や、国の基準で実施が定められている各種会議等は、感染予防等の観点も含め手続の簡素化やデジタル化の推進を、国に対して関係法令を変えていくよう働きかけるなど積極的に対応を図る必要がある。

(2) デュアルスクールの取組拡大に向けて

テレワークやワーケーションが急速に進んでおり、徳島発の取組であるデュアルスクールの普及拡大の好機が到来している。一方、デュアルスクールの有用性についての理解は広がりつつあるものの、実施にあたって「転出・転入の双方の学校での手続きが煩雑である」との現場の声が聞かれる。制度の普及拡大と教職員の負担軽減のため、学校現場における手続きの簡素化、デジタル化に向けた検討の必要がある。

2 デジタル社会における情報格差の是正について

地域間、世代間などによる情報格差（デジタルデバインド）の解消

徳島県は、全国屈指のブロードバンド網を活用し、サテライトオフィス集積において全国トップクラスの座を確保してきた。一方、民生分野や産業分野など様々な領域において急速にインターネットが普及し、一部地域においては、新たなインターネット接続に制限がかかり、「新たなビジネス展開への支障が懸念される」との声も届いている。

今後の本格的なデジタル社会の到来を見据え、県民が等しくデジタル化の恩恵を享受できるよう、地域間の通信環境格差を無くすため、ネットワーク基盤の更なる強化について、引き続き国に対して支援を働きかけていく必要がある。

また、高齢者をはじめ相当数の人々が「情報難民」化するのではないかと懸念の声がでている。これら情報弱者への、きめ細やかなサポート体制の確立を急ぐ必要があり、例えば、徳島県独自の「デジタル化推進サポーター制度（仮称）」を創設し、各地域に要員を配置するなど、誰一人取り残さない仕組みづくりを検討する必要がある。

3 テレワークの推進による働き方改革や生産性の向上について

テレワークやオンラインシステムの効果的活用

非接触・分散型社会を実現する上で注目されているテレワークは、今や従業員のワークライフ・バランスの確保だけでなく、企業存続のための経営戦略上の重要なツールとして認識されつつある。一方、県内で大半を占める中小零細企業におけるテレワーク導入率は低く、導入のための実践的な研修機会確保や、きめ細やかなサポート体制の構築が求められる。

また、オンラインを活用した企業説明会など、新型コロナ感染リスクに対応した安全な就職活動支援により求職者や企業がリソースをかけずにマッチングできる仕組みについて更なる取組が必要である。

4 IoTなど先進技術を活用した地域課題解決型プロジェクトの円滑な推進について

本県をフィールドとして産学官連携によるIoT技術を活用した、防災減災モデルの実証が行われており、実証実験から実装、他地域への横展開を図る段階となっているが、電気通信事業法や電波法により無線通信技術LPWA（Low Power Wide Area）の利活用において、広域展開への制約を懸念する声が出ています。

具体的には、LPWAを複数の自治体を含む広域的に活用する場合には、電気通信事業法に基づき、「届出」よりもハードルが高い「登録」が必要になることや、LPWAに関する特定小電力無線局の技術基準についても、電波法に基づき出力の範囲が制限されており、より広域な範囲において実施する場合、相当数の基地局が必要になるなど、事業化に支障が生じるといった意見が出ています。

地域が有する課題解決に向けた先行的な取組の他地域、全国への波及を図るためには、こうした現場の声を聞き取り、支障解消に向けて関係機関との情報共有や国への政策提言を行う必要がある。

5 学校施設の有効活用について

学校等の有する余裕施設（「アイドルインフラ」）の有効活用について

現在、県が推進している「リタイアインフラの利活用」に加え、学校等の余裕施設（「アイドルインフラ」）の利活用について検討を行う必要がある。

少子化の影響から、幼稚園や小学校などの学校施設についても余裕空間が生じており、施設の有効利用の観点から、地域住民の地域コミュニティ活動や、企業によるワーケーションやテレワーク等の「ワークプレイス」として開放するなど、地域活性化の視点から検討を行う必要がある。

6 若者の社会参画について

若者の社会参画の更なる推進に向けた県主催会議等への若者登用の枠組み構築

大学生や高校生などの審議会等への登用は言われて久しいが、十分な結果を得られていない。しかし、2022年の成人年齢引き下げを見据え、積極的に自らの考えを発言し、政策形成に参画出来るような人材の確保・育成に向けた取組が重要である。若者の社会参画の推進にあたっては、県主催会議への若者参加の枠組み構築など、大学や教育機関等と連携しながら具体的に取り組む必要がある。

7 その他

県においては、今回の提言の方向性について、適切なフォローアップを行い、本規制改革会議に適宜、進捗状況を報告するとともに、なお一層、「県民目線・現場主義」での規制改革の検討を進める必要がある。

令和 2 年 12 月 23 日

徳島県規制改革会議 座長 床 桜 英 二

徳島県における規制改革について
(第 6 次提言)

令和 3 年 1 0 月

徳島県規制改革会議

徳島県規制改革会議での検討の結果、徳島県における規制改革に関する措置の方向性について、次のとおり提言する。

徳島県における規制改革の考え方について

人口減少、大規模自然災害に加え、コロナ禍に直面する今だからこそ、ポストコロナ禍を見据えた、新しい価値観に対応した施策を積極的に企画・実践していくことが必要である。そのためには、県の所管のみならず、国や市町村、大学、企業、地域と連携し、制度的な規制はもとより、実質的な障壁の打破のための規制改革を図っていく必要がある。

具体的な規制改革の方向性について

1 ポストコロナ禍を見据えた新しい働き方の実現

(1) ワークেশョンの推進

様々な場所で働くという、「ハイブリッドワーク」が普及していく中で、ワークেশョンは、新たな人流創出に寄与する重要な取組みである。一方、サービス上の取扱いや業務上での位置付け、費用負担の問題などが障壁となって、その浸透は不十分と言わざるを得ない。

そこで、ポストコロナ禍でのワークেশョンの意義を改めて確認し、仕事や心身のリフレッシュに加え、地域の活性化にも資する、徳島ならではの多様なワークেশョンモデルを創出するため、官民が連携して検討することが求められる。

その際、ワークেশョンの普及拡大を阻む課題に対して、専門家の知見も活用しながら、労務やセキュリティのリスクヘッジなどについて、県として「課題と方向性」を検討し関係機関に提言する必要がある。

(2) 多様な働き方に即した環境整備

サテライトオフィス集積、全国トップクラスの実績を踏まえ、次の2点について国に提言する必要がある。

第1に、サテライトオフィス誘致のための施設整備に関して、現状の国のテレワーク交付金は、「申請時に入居する事業者を決めること」「複数事業者入居を想定した整備をすること」が条件付けされている。このことにより、本県の先行事例である、「古民家に、単独入居する事業者のニーズに合わせて施設を整備し、サテライトオフィス開設」といった事例への支援が難しい。交付金制度の要綱等を改正し、より柔軟な運用を国に求めていく必要がある。

第2に、フリーランスの労働条件等の情報開示・類型化、ジョブ型社員の雇用ルール明確化といった、多様な働き方に即した労働環境の整備を国に求めていく必要がある。

2 デジタル実装による利便性や生産性の向上

(1) 行政手続きの簡素化とデジタル化

デジタル庁の創設と呼応し、住民の利便性の向上と行政コスト削減・効率化のため、行政手続きの徹底した棚卸しを図ることで、手続きの簡素化とデジタル化の加速化に取り組む必要がある。特に、押印廃止を行った手続きのうち年間の処理件数の多い手続きや、公共事業以外の入札(物品調達等)のオンライン化を早急に実施するとともに、法令に基づく申請書類のあり方についても見直し、必要に応じて国に対して改善を提言する必要がある。

(2) DXに向けた5Gの取組み推進

5Gについては、通信事業者が次世代携帯電話網として、利用者の多い都市部中心に整備を進めている「キャリア5G(以下「5G」)」がある。そして、この技術を応用して、自治体や企業などが、敷地内でのネットワークを、超高速の無線でつなぐ「ローカル5G」を推進している。

ローカル5Gは、設置者だけの閉ざされたネットワークであるが、設置者が自由にインフラを構築・設置できるため、地方部においても展開可能である。しかし、現状においては、両者の相互接続は、技術的には可能なものの、認められていない。

過疎地域のコワーキング・スペースなどに、自治体や民間が率先してローカル5Gインフラを整備し、5Gとの相乗りが可能となれば、サテライトオフィス先進県としての魅力がさらにアップするのではないかと、その声も聞かれる。ネットワークのユニバーサル化の観点からも、5Gとローカル5Gのシームレスな利用を可能とすることは意義あるものと考えられる。

また、現状では、ドローンの運用は4Gまでであり、5Gは認められていない。台風や線状降水帯に対する河川管理をはじめ、即時性のある情報共有がますます求められていることから、5Gによるドローン運用ができるよう、併せて規制改革を国に求めていく必要がある。

(3) スマート農業の推進

本県においても、農業の活性化に向けて、「スマート農業」が展開されつつある。一方、スマート農業に取り組む農業経営者からは、機器類が日本製だけでなく欧米からの輸入のものもあり操作が複雑であることやスマート農業を進める上で導入コストや農地の集約化といった課題を指摘されている。

そこで、先進的な農業経営能力や技術を持つ人材を育成するためにスマート農業に関する実践的な学びの機会の確保のほか、導入コストの負担軽減支援及び基盤整備による農地の集約化が必要である。

3 脱炭素社会に向けた取組み

(1) 再生可能エネルギー活用などによる脱炭素社会への貢献

① 再生可能エネルギー活用による電力地産地消の推進

再生可能エネルギーと蓄電システムを効果的に組み合わせ、「電力の脱炭素化と地産地消」を核とした地域マイクログリッド計画が、今、大きな注目を集めており、本県においても、産学官と地域が連携した実証実験が始まっている。一方、こうした実証実験を円滑に推進し、実装に繋げていくためには、既存の配電網の利活用などの環境整備が不可欠であり、そのためのルールづくりの必要性が指摘されている。

そこで、例えば「県版サンドボックス」とでも呼ぶような制度を創設し、産学官や地域が連携して取り組む、公共性の高い、挑戦的な実証実験を後押しすることが必要である。さらに、国が目指す「2050年カーボンニュートラル」の実現のためにも、こうした実証実験や実装、事業化に向けた規制改革や支援が必要であることを国に提言する必要がある。

② 脱炭素社会に向けた水素の有効活用

本県においては「徳島県水素グリッド構想」に基づき「自然エネルギー由来・水素ステーション」の県庁設置を皮切りに、民間事業者による移動式水素ステーションの設置など、官民連携のもと、先駆けとなる取組みがなされてきたところである。

本年度においては、商用目的の固定式水素ステーションの開設が予定されているとのことであるが、国の水素ステーション整備事業費補助金は、「燃料電池自動車等に燃料として水素を供給する設備に限る」とされているため、他社が運営している水素ステーションに供給といったことができないとの指摘がある。

今後、脱炭素社会に向けた水素の有効利用を図るために、国に補助制度の柔軟な運用を求めていく必要がある。

③ 脱炭素社会に向けた ZEB 及び ZEH の推進

業務、家庭部門は、エネルギー消費量が非常に大きく、「2050年カーボンニュートラル」の実現には大幅な省エネルギーが求められている。この有力な対策の一つとして、建物で消費するエネルギーを実質ゼロにするZEB (net Zero Energy Building)、ZEH (net Zero Energy House)を推進することが非常に重要である。しかし、こうした取組みには、ZEBやZEHの必要性をしっかりと認識するとともに、経済的な負担増となる導入企業や家庭への支援策を併せて検討すべきである。

そこで、新築建築物におけるZEBやZEHの導入を原則化させるために、国や関係団体とも連携し、普及啓発を図るとともに、新たな助成制度の創設、導入等補助制度の充実を国に求めていくことが必要である。

(2) 木材利用推進による炭素吸収源としての森林適正管理への貢献

平成22年に「公共建築物等における木材利用促進法」が制定され、公共建築物における木材利用の推進がされているが、市町村に専門職員がほとんどいないことや、設計・建築会社において木材利用に強い建築士が少ないといった指摘がなされている。この木材利用の障壁を打破するため、市町村や建築士に対しての技術的なサポートを行う必要がある。

また、本年度開館する「徳島県立木のおもちゃ美術館」はもとより、令和4年度に整備予定の全国初となる高層階（4階）の県営新浜町住宅を活用して、「木材利用のショールーミング化」も検討する必要がある。

4 コロナで生まれた規制緩和の恒常化について

新型コロナウイルス感染症により、オンライン服薬指導やタクシーによる物資運搬、沿道飲食店等の路上利用に伴う道路敷地利用の規制緩和といった特例的な規制緩和がされた。例えば道路占有許可基準の一時緩和により、バリアフリー化された「歩く街づくり」の実現が期待されるように、コロナで生まれた特例的な規制緩和について、今後の地域活性化に向けて、恒常化を国に求めていく必要がある。

5 その他

県においては、今回の提言の方向性について、適切なフォローアップを行い、本規制改革会議に適宜、進捗状況を報告するとともに、なお一層、「県民目線・現場主義」での規制改革の検討を進める必要がある。

令和3年10月15日

徳島県規制改革会議 座長 床 桜 英 二

徳島県規制改革会議委員名簿

- | | | |
|----|--------|---|
| 座長 | 床桜 英二 | 徳島文理大学総合政策学部教授 |
| 委員 | 田村 耕一 | 徳島大学理事・副学長 |
| 委員 | 加渡いづみ | 徳島県「働く女性応援ネットワーク会議」会長
四国大学短期大学部
ビジネス・コミュニケーション科教授 |
| 委員 | 中神 智宏 | 徳島県商工会議所青年部連合会会長 |
| 委員 | 松浦 亘修 | 徳島県商工会青年部連合会会長 |
| 委員 | 後藤田裕一 | 徳島県中小企業青年中央会会長 |
| 委員 | 佐藤 雅俊 | 徳島青年会議所理事長 |
| 委員 | 青木 正繁 | 徳島県総合計画審議会委員 |
| 委員 | 後藤 真美 | キラニコ代表理事 |
| 委員 | 橋本 千栄子 | 徳島県消費者団体連絡会会長 |